

印鑑登録をされた方へ

重 要

印鑑登録証明書（以下「印鑑証明」という。）は、不動産・自動車等の売買や公正証書を作成したりする際に使う大変貴重な証明書で、地方公共団体（市区町村等）が「本人が登録した印鑑」であることを証明しています。大事なものですので大切に扱い、次のことに気を付けましょう。

1 印鑑証明を請求する際に必要なもの

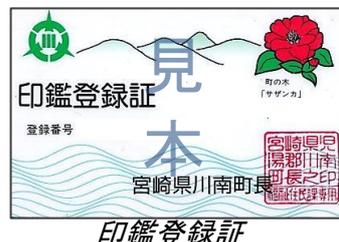
- 印鑑登録証（右図のカード）又は、マイナンバーカード※
- 手数料（証明書1枚につき300円）
- 申請書（役場 住民係窓口で用意しています。）

※印鑑や免許証は必要ありません。

※印鑑登録証（カード）があれば代理の方でも請求できます。

※マイナンバーカードについては下記を御覧ください。

- 印鑑登録証（カード）を忘れた場合は印鑑証明の発行ができないので注意が必要です！（免許証等で代用することはできません。）



2 印鑑と印鑑登録証（カード）の保管

印鑑登録証（カード）がなければ印鑑証明は発行されないの、印鑑だけ盗難等に遭っても、すぐには大事に至りません。印鑑登録制度は、印鑑と印鑑証明が揃って効力が発揮されるものなので、別々の場所で保管することをお勧めします。

3 氏名に変更が生じた場合

戸籍の届出（婚姻届等）で氏名に変更があり、新氏名と登録している印鑑の氏名に相違が生じた場合、登録している印鑑は抹消されます。そのため、再度登録を希望される場合は住民係の窓口に来ていただき登録し直す必要があります。

4 印鑑や印鑑登録証（カード）を紛失された場合

住民係の窓口にて紛失の届け出をしていただく必要があります。すぐに印鑑証明が必要な場合は再度登録し直す必要があります。改印する場合も同様で、既に登録されている印鑑を廃止して再度登録し直す必要があります。

5 町外に転出された場合

印鑑登録は、転出届を提出されると転出予定日をもって自動的に廃止されます。転出先で印鑑証明が必要な場合、転出先市区町村で印鑑登録を行ってください。また、川南町の印鑑登録証（カード）は住民係の窓口を持って来ていただくか、御自宅にて破棄してください。

6 マイナンバーカードが使えます

登録している御本人様に限り、マイナンバーカードを提示していただければ、印鑑証明を発行することができますようになりました。

※印鑑登録証（カード）は引き続き使用することができます。

※マイナンバーカードによる印鑑の登録はできません。

- 通知カード（緑色の紙製のカード）は使用できません！

その他不明な点は、下記連絡先までお問い合わせください。



マイナンバーカード

川南町役場 町民健康課 住民係

〒889-1301 宮崎県児湯郡川南町大字川南13680番地1

☎ 0983-27-8005（直通）

（平成28年10月作成）